

### 3 eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出について

#### (1) eLTAXまたは光ディスク等による提出時のお願い

- ① 必ず、最新の様式で作成してください。(必要に応じて税務ソフトのバージョンアップを実施してください。)
- ② なるべく早めの提出にご協力ください。(データの不備により、再提出をお願いする場合があります。)
- ③ 普通徴収の方については、「普通徴収」を必ず選択し、また、「摘要」欄に該当する普通徴収申請理由の略号(A~G:普通徴収申請書参照)を入力してください。
- ④ 重複して紙での提出はされませんようお願いいたします。

○はじめてeLTAXを利用される方は、利用届出(新規)の手続きが必要です。

詳しくは、下記にてご確認ください。

**eLTAXホームページ** <https://www.eltax.lta.go.jp/>

**eLTAXヘルプデスク** 電話番号 0570-081459 (つながらない場合 03-5521-0019)

受付時間 9時~17時 (土・日・祝日、年末年始を除く)

○はじめて光ディスク等で提出する場合は、事前に申請書の提出やテストデータの作成等が必要な場合があります。

詳しくは本市ホームページをご確認いただくか、市民税課までお問い合わせください。

簡単便利なeLTAX  
での提出が  
おすすめです。



#### (2) 特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の電子データの提供について

本市では、希望する特別徴収義務者に対し、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を電子データで提供しています。

電子データの提供をご希望の場合は、eLTAXにて給与支払報告書を提出する際、「特別徴収税額通知の受取情報」画面で、電子データでの受取を選択してください。

受取方法は右記の3パターンです。

##### ① 正本の電子データをeLTAXで受け取る(正本のみ)

電子署名を付与し、法的効力を持つ電子データでの通知のみ送信します。書面の通知書は送付しません。

##### ② 正本の書面を郵送で受け取る(正本のみ)

電子データでの通知の送信はしません。

##### ③ 正本の書面を郵送で受け取り、 副本の電子データをeTAXで受け取る

正本として書面の通知書を送付し、合わせて副本として、電子署名のない電子データでの通知を送信します。

#### (3) eLTAXまたは光ディスク等による提出基準の引き下げについて

平成30年度の税制改正において、eLTAX又は光ディスク等による提出義務の判定基準が、「1,000枚以上」から「100枚以上」に引き下げられ、令和3(2021)年1月1日以後に提出すべき給与支払報告書について適用されました。

例えば、令和2(2020)年1月に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和4(2022)年1月に提出する「給与支払報告書」はeLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は、提出義務者ごとに行います。例えば、支店等が個別に源泉徴収票を提出している場合は、それぞれの支店等ごとに判定します。

